

おかやましがいこくじんしみんかいぎせつちじょうれい
○岡山市外国人市民会議設置条例

へいせい ねん がつ にち
平成 23 年 3 月 16 日

しじょうれいだい ごう
市条例第 13 号

かいせい へいせい ねん がつ にち しじょうれいだい ごう
改正 平成 24 年 3 月 26 日市条例第 15 号

せつち
(設置)

だい じょう ちいきしゃかい こうせいじん がいこくじんしみん せいかつじょう しょもんだいおよ たぶん かきょうせいしゃかい
第 1 条 地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の
じつげん かん ひつようじこう ちょうさしんぎ ちほうじちほう しょうわ ねんほうりつだい
実現に関する必要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6
ごう だい 138 じょう だい こう きてい もと おかやましがいこくじんしみんかいぎ い か しみん
7 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡山市外国人市民会議（以下「市民
かいぎ
会議」という。）をせつち
設置する。

しよしやうじむ
(所掌事務)

だい じょう しみんかいぎ つぎ かか しむ しよしやう
第 2 条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) がいこくじんしみんしさく かん
外国人市民施策に関すること。
- (2) がいこくじんしみん じんけん かん
外国人市民の人権に関すること。
- (3) がいこくじんしみん しえん かん
外国人市民への支援に関すること。
- (4) たしちやう ひつよう みと じこう
その他市長が必要と認める事項

そしき
(組織)

だい じょう しみんかいぎ いいん にんいなき そしき
第 3 条 市民会議は、委員 10 人以内で組織する。

いいん
(委員)

だい じょう いいん つぎ かくごう がいとう もの しちやう いしよく
第 4 条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) がいこくじんしみん せいかつじょう しょもんだいとう かん ちしき けいけんまた がくしきけいけん ゆう もの
外国人市民の生活上の諸問題等に関し知識、経験又は学識経験を有する者
- (2) ねんれいまん さいいじやう もの
年齢満 20 歳以上である者
- (3) ほんし くいきない じゆうみんきほんだいちやうほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう
本市の区域内において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条
のきてい よりきろく されてるものうち日本の国籍を有しない者であって、きろく され
たまかん けいぞく ねんいじやう
期間が継続して 1 年以上あるもの
- (4) にほんご かいわのうりよく ゆう もの
日本語会話能力を有する者
- (5) しせい かんしん ちいきまた た がいこくじん こうりゆう さか
市政に関心があり、地域又は他の外国人との交流が盛んで、まちづくりにつ
いてのせつきよくせい ゆう もの
積極性を有する者

2 ぜんこう きてい にかかわらず、しちやう ぜんこうかくごう じゆん みと もの いいん いしよく
前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に準ずると認める者を委員に委嘱する
ことができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 市民会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者に対し資料を提出させ、又は会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年市条例第15号)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 本市の区域内において住民基本台帳法第5条の規定により記録されている者であつて、記録された期間及び廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の規定により登録を受けた期間が継続し、かつ、それらの期間の合計が1年以上あるものは、第4条第1項第3号に規定する要件を満たすものとみなす。